

実習教員制度の沿革と課題

2003年12月6日(土)

三重県教組実習教員部における講演

佐々木享(名古屋大学名誉教授)

[内容目次]

はじめに [2] / 自己紹介 [3]

実習教員制度に関する先行研究 [3]

一. 旧制の工業学校で実習指導を担当した教員や雇用員の制度上の位置づけ [4]

(1) 有資格の教員と無資格の教職員 [4]

① 実業学校の教員の資格制度や免許状制度の概要 [4]

② 無資格の教員配置の公認 [5]

③ 無資格の教職員の存在状況 [5]

(2) 実習指導を担当していたと推測される教職員の事例 [5]

二. 無資格者の実業学校教員資格取得への道——「実習指導教員等」を中心に [6]

(1) 「実業学校教員検定ニ関スル規程」の制定(1922年) [6]

(2) 無試験検定のみだった実習科目の検定 [7]

(3) 実業学校教員検定の無試験検定の実態 [7]

三. 新学制の高等学校における実習助手への転換 [7]

(1) 新学制の教育職員免許法体制への転換——旧学制下の実業学校の教員、助手等の新学制への切替 [7]

(2) 実業学校教員資格における階層性の継承と断絶 [8]

四. 新学制下の実習助手制度の沿革について [9]

(1) 高等学校設置基準に実習助手が制度化された経過の概略 [9]

(2) 高等学校設置基準の法的性格について [10]

(3) 「助手」から「実習助手」への転換——実質的な実習助手の成立 [11]

① 産業教育手当法により職業学科の実習助手の位置づけが決まる [11]

② いわゆる高校標準法制定以後の「実習助手」 [12]

③ 高等学校設置基準より少ない高校標準法における実習助手の定数 [13]

(4) 職業学科の実習助手に免許状取得の道が開かれる [13]

五. 理科助手制度の諸問題 [14]

(1) 理科助手制度の沿革 [14]

(2) 政策上の理科助手の位置づけ [14]

(3) 理科助手の配置の積極的意義 [15]

(4) 理科助手の配置の実際 [15]

(5) 母校採用から公募制へ——理科助手の採用条件 [15]

(6) 理科助手をめぐるジェンダーの偏りの問題 [15]

(7) 職務内容の複雑な理科助手のしごと——研修の機会の制度化を [16]

(8) 理科助手自身の自覚の弱さとその克服の課題 [16]

おわりに [16]

はじめに

昨年夏に京都で開催された2002年度実習教員全国集会で「実習教員制度の沿革と課題」と題して講演しました。そのおりにお目にかかった方もおられるかも知れません。また、その講演の内容は、集会のまとめに詳細に記録されています〔注1〕。

〔注1〕 拙稿「実習教員制度の沿革と課題」（日本教職員組合・日本高等学校教職員組合編『2002年度実習教員全国集会報告書』2003年1月、29～46頁。）

本日の話の内容は偶然ですが題目も同じで、内容としてはその後に調べたことを少し補強したに過ぎません。したがってあまり新味はないのですが、昨年夏の集会に参加しなかった方々も多いはずですし、本日は学習会とうかがいましたので、参上しました。以前に私の話を聴いた方には、幾分重複する点があることを予めお詫び申し上げます。

本題に入る前に、お断りがいくつかあります。その一つは「実習教員」の呼称問題です。たとえば、『学校要覧』という公表資料における実習教員の表記の仕方は県ごとにたいへんまちまちです。この背景には、各県の高教組と県教委とのやり取りの中で各県ごとに決めた事情があります。要らざる弾圧が加わらないようにという配慮から、表記の仕方に工夫が凝らされている場合もあります。恐らくその典型でしょうが、それぞれの人が教諭なのか、実習教員なのか、実習助手なのか全くわからないよう表記している県もあります。

こうした背景に、日教組、日高教、さらには各都道府県高教組が実習助手の呼称問題について頭を悩ませ、教職員組合運動としては、近年、「実習教員」の呼称に統一したこと、その方向で各県レベルで幾多の改善してきた経過があることをわたくしも多少は知っているつもりです。しかし、本日の話の内容は主として歴史的な経過で、歴史的な史料には、「実習助手」のほかに「助手」「工手」「実験助手」あるいは「模範職工」などという名称が出てきます。そういう資料的な話をしますので、今日は大変申し訳ないけれども、実習教員に統一できなくて、資料に即した呼称で話をすすめることをお断りしておきます。

また、本日は話だけですが、学者、研究者としてこの実習教員の問題についてもものを書くときには、たいへん神経を使います。ある意味では悩みもあります。例えば教諭と実習助手の仕事を差別なく平等にしてちゃんと学級担任も持たせるべきだということを持たせている県も実はあるらしいのですが、そういうことを書いたりすると、「何だあの県は」ということで弾圧されかねません。話の内容を活字にしようと思うときにはそういう配慮も必要です。実習助手の呼称や処遇などについては、活字にするとかなり神経を使わなくてはいけない事情があることもご理解頂きたいと存じます。

また、実習教員の給与などの処遇の問題は、むしろ教職員組合の独壇場でわたくし如きがくちばしをはさむ余地はないので、立ち入らないことにします。

そのほか、現に実習助手が配置されているのは、道府県により異なるようですが、職業学科や理科などの教科だけでなく、図書館の司書、障害者学校など多岐にわたっていること、そこに若干の問題があることも多少は承知しています。しかしわたくしがいくら勉強してきたのは職業学科に配置されている実習教員の問題が中心で、それ以外では理科助手の問題などのほんの一部に過ぎません。そんなわけで、わたくしが取り上げる話題は極めて限定されていることをお断りしておきます。

自己紹介

わたくしはもう 71 歳という老齢で、人様に何かお話すの柄ではないのですが、実習教員問題はわたくし個人にも縁がある^{ゆかり}ので、登場することにしました。そこで最初に少し自己紹介をします。

やや詳しく言えば、もう半世紀以上まえの 1947 年 5 月に私は父を亡くしました。わたくしは当時 14 歳で、旧制中学校の 3 年生になったばかりでした。もともと貧しかったうえ、一家の支柱を失ったので、私は学校を中途退学して旧制の工業学校の夜学（機械科）に変わり、昼間はその 9 月から夜学の先生の世話で、旧制の工業学校で工業化学科の助手を勤めました。こうして、大学に入るまでの 3 年半ほど助手を勤めた経験があるわけです。

あとでわかったことですが、この「助手」の身分は「雇い」でした。これは、正規の職員であるいまの「実習助手」とは違います。しかし当時は、「助手」とは何かなどということは全く知りませんでした。いまにして思えば、「実習助手」の前身だったわけです。

この助手体験の後、夜間の大学を出て、東京で、中学校の教師を 4 年間、工業高等学校の教師を 5 年間勤めました。工業高等学校の教師の頃に、職場に「実習助手」と呼ばれる人たちがいたことを知ってはいましたが、その人たちの位置づけなど、制度が抱える問題を自覚しないままに過ごしてしまいました。

その後わたくしは、1966 年以來、40 年近くの長きにわたって日教組の全国教研の技術・職業教育分科会の助言者、共同研究者をして来ましたし、1976 年からは技術・職業教育の研究者として名古屋大学に勤務してきました。こうして、経歴から見ても、専門から見ても「実習助手」問題——実習教員問題に関心を持ってはならなかったはずなのに、この問題について何も勉強して来ませんでした。

ふとしたきっかけから、ここ数年、教職員組合の実習教員部の方々から実習教員問題を学ばせて頂く機会があり、大いに反省して少しばかり勉強してみました。本日は、ここ数年にわかに学んだことを少しばかりお話ししたいと思います。

実習教員制度に関する先行研究

最初に実習教員制度に関する先行研究について説明します。

1 つは、実習教員に関する研究が最も進んでいるのは教職員組合の先生方の運動そのものであります。ここでは省略しますが、高等学校の教職員組合の著作物などで実習教員制度に関して触れたものはかなりの数に上ります。

これに対して、現在 1 万 5000 人もいる実習教員の問題について、学術研究の分野ではわたくしの知る限り、研究は皆無に近い状況です [注 2]。

[注 2] 先行研究の一つに、朝比奈健一「実習助手の現状と課題」、芝田進午編『教育をになう人びと——学校教職員と現代民主主義』（1980 年、青木書店、225～246 頁）がある。この執筆者は実習助手である。

わたくし自身も技術教育、職業教育を勉強してきたのですし、何よりも、旧制の工業学校で助手になったというのが私の職業生活の始まりでしたし、そのとき勤めていた学校がそのまま新制の高等学校になりましたから、私は新制高等学校の助手の経験も持っているわけです。私自身がそういう経験を持っているのに、自分自身でもそのことを勉強してこなかったことを大変深く反省をして、先ほど申し上げた通り、ここ数年にわかに勉強を始

めたところですが。こうして、最近になってわたくしと若い友人が工業高校の「実習助手」に関して書いたものが少しばかりあります〔注3〕。

〔注3〕戦後の高等学校の「実習助手」制度の特質とその成立過程及び成立後の変遷、実習助手から「～実習」の教員免許状取得の道が開かれて以後の諸事情については、とりあえず、①拙稿「高校職業学科における実習助手制度の歴史——その形成過程を中心に」（愛知大学短期大学部『研究論集』第24号、2001年12月）、②佐藤史人「高校工業科の実習助手配置の歴史的変遷——A県N工業高校の事例に即して」『技術教育研究』第59号（2002年1月、52～58頁）、③同「職業高校における実習助手制度の確立と展開」『産業教育学研究』第32巻第1号（2002年1月、18～19頁）、④佐藤史人「高等学校における実習助手制度の変遷」、田中喜美編『技術・職業教育の教員養成における大学の役割とカリキュラムに関する比較教育史的研究』（科学研究費報告書、2002年3月）などを参照。このうち①は、わたくしが代表者となっている科研費の報告書⑤『中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究』（2003年3月）に全文が収録されている。

今年の10月には、千葉大学で開催された日本産業教育学会第44回大会で「実業学校における実習指導教員等の制度とその歴史——工業学校の場合」と題した報告をしました。本日の話には、こうして少しばかり学んできたことを盛り込むつもりです。

本題に入ります。

一. 旧制の工業学校で実習指導を担当した教員や雇用員の制度上の位置づけ

最初に、わたくしが比較的詳しい工業学校を例に、戦前の旧学制時代の実業学校において実習指導を担当した教員や雇用員についてのべます。

そのためには、前提として、旧学制時代の実業学校の教員の資格制度や免許状制度と実業学校における教職員の構成について、ほんの少しだけですが、のべなくてはなりません。

(1) 有資格の教員と無資格の教職員

①実業学校の教員の資格制度や免許状制度の概要

旧学制時代の学校の教員の資格や免許状制度は、幼稚園、小学校から高等学校までの教員免許状制度を教育職員免許法というただ一つの法律で規定している戦後の現在のシステムとは大きく異なり、小学校、中等学校、実業学校、青年学校などの学校種別ごとに別々な法規で定められていました。ここでいう中等学校は中学校、高等女学校及び師範学校を一括したもので、実業学校の教員資格や免許状制度は、中等学校のそれとは別に定められていました。

実業学校の教員資格や免許状制度は、小学校や中等学校の免許状制度よりずっと遅れて、1907年に制定された「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」により初めて整頓されました。これによる公立私立実業学校教員の資格は、免許状制度ではなく、大学卒、専門学校卒、工業・農業・商業の教員養成所卒などの学歴で資格を認可するシステムでした。

この「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」の特徴の一つは、一定の人数の範囲で、資格を持たない者を教員として雇い入れることを認めていたことでした。無資格者を教員として雇い入れることを認めるこの制度は実質的には敗戦の頃まで続きました。

その後、1922年に「実業学校教員検定ニ関スル規程」が制定され、これ以後は、資格ではなく免許状制度となり、また、大学卒、専門学校卒などの学歴以外に、検定により教員免許状を授与する道が開かれました。この検定には中等教員検定と同様に、学力検定を行う試験検定と学歴や企業における実地経験により学力検定を省略する無試験検定とがありました。

1943年に中等学校令が制定され、実業学校も中学校、高等女学校ともに中等学校とされましたので、実業学校教員の免許状も中等教員免許状の枠組みの中に包括されるようになりました。ただし、実業学校教員検定はそのまま残されました。

詳しくお話すると際限がないので、概略以上に述べたことを前提として〔注4〕、実業学校の教員の構成に話をすすめます。

〔注4〕より詳しくは、①坂口謙一・佐々木享「実業学校教員養成の制度史研究の諸課題」『技術教育研究』第62号（2003年7月、28～35頁。）、②佐々木享「実業学校教員の資格・免許状制度の歴史の概要——中等教員検定との関連で」『日本教育史往来』第146号（2003年10月31日、2～4頁。）、③坂口謙一・佐々木享「工業学校教員の資格と養成に関する歴史的研究」（日本産業教育学会第44会大会研究発表資料、2003年10月19日）などを参照。

②無資格の教員配置の公認

旧学制の時代の実業学校には、その後身である高等学校職業学科の場合と同様に、様々な教職員が配置されていました。前述のように、1907年に制定された「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」以来、「無資格」教員を配置することが容認されていました。実業学校は無資格教員の存在を最初から予定していたわけで、これは旧学制の特徴の一つといえます。『文部省年報』などの公式統計は、実業学校教員について、教諭、助教諭と称されていた「有資格者」数とそういう呼称が認められていない無資格の教員を「無資格者」数として掲げており、後者は全国総計で約2割に達していました〔注5〕。

〔注5〕前掲注4の③の11頁。

実業学校では、大学卒、実業専門学校卒などの学歴を有する者、検定により教員免許状を取得した者などの「有資格者」と無資格教員とが学科と実習とを指導していました。

③無資格の教職員の存在状況

ところが実業学校ことに工業学校において実習を指導していたのは、教諭、助教諭と無資格の教員だけではなくでした。早くから、かれら以外に、「助手」「模範職工」「工手」などの名称で要員が配置され、これらの人たちが実習指導を担当しあるいは補助していました。しかしこれらの要員は雇用員*身分で、彼らの存在については、工業学校の学校沿革史や同窓会名簿の職員録などには記載されていない場合が多いようです。わたくしは、若干の工業学校の事例でこの間の事情を調べてみました。

*戦後の今日感覚からすれば「職員」と記すべきところです。しかし、戦前の学校においては、校長、教諭、助教諭、書記などの正規の職員とそれ以外の雇用員とは厳密に区分されていました。本報告の主題にかかわるので注意を喚起しておきます。

(2) 実習指導を担当していたと推測される教職員の事例

上記の観点から、若干の工業学校の『学校一覧』や学校史〔注6〕について、実習を指導していたと思われる資格のある教員、無資格の教員、教員以外の要員の存在状況を調査

してみました。

[注 6] 調査したのは、『山形県立工業学校一覧 明治 42 年 5 月』、『徳島県立工業学校一覧 大正 11 年』、『福井県立工業学校一覧 大正 6 年 8 月』、『栃木県立足利工業学校『足利工高百年史』(1995 年)、福岡県立小倉工業高等学校『創立七十年史』(1968 年)、宮城県立仙台工業高等学校『仙台工業高校百年史・仙台第二工業高校八十年史』(1996 年)、岩手県立盛岡工業高等学校『盛工九十年史』(1989 年) です。

調査の結果の要点をしめせば、実習をふくむ学科目を担当していたのは、まず①資格ある教員であり、このほか、②「教師」「教員」「講師」「教諭心得」「実習講師」「実習教師」などの呼称の無資格教員です。その他に③「師範職工」「助手」「工手」などの職名の身分の要員が配置されていたことを確認することができます。なおある学校の沿革史に「実習助手」の職名がみられましたが、これは当時の呼称ではなく、沿革史の編集者が現在の呼称に統一して記述したのではないかという疑問が残ります。

④調べた限りでは、ほとんどの『学校一覧』等は、校長、教諭、助教諭、書記のみを職員とし、それ以外の工手等を職員とは区別して記載していました。

⑤福井県立工業学校の大正 5 年度の予算をみると、俸給を給される職員は校長、教諭、助教諭、書記のみで、助手給、小使給、職工給、臨時雇夫賃は校長等の旅費とともに「雑給」として扱われていました。ここには、資格ある教員以外の要員の位置づけが反映していたとみられます。

二. 無資格者の実業学校教員資格取得への道——「実習指導教員等」を中心に

(1) 「実業学校教員検定ニ関スル規程」の制定 (1922年)

実業学校教員については、1907 年の「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」以来、学歴を基礎としてその資格を認可するシステムが採用されました。また 1922 年の「実業学校教員検定ニ関スル規程」制定以後は、検定により教員免許状を取得する道が開かれました。この検定には、中等教員検定と同様に、試験検定と無試験検定とがありました。

この規程を実際化するために、1922 (大正 11) 年 8 月 4 日には、文部省告示第 512 号により「実業学校教員検定ニ関スル規程第二条ニ依リ無試験検定ヲ為スヘキ学科目ヲ定ムルコト左ノ如シ」として、工業ノ部について「機械」以下 43 科目、農業ノ部について「耕種」以下 11 科目、商業ノ部について「商事要項」以下 9 科目、商船ノ部について「航海術」以下 5 科目、水産ノ部について「漁撈」以下 7 科目が定められました [注 7]。

[注 7] この「無試験検定ヲ為スヘキ学科目」のその後若干の改正があり、機械製図実習などが加えられました。

工業ノ部

機械 電気 土木 建築 採鉱 冶金 応用化学 窯業 紡績 色染 図案 印刷工芸 木材工芸 金属工芸
機械仕上実習 鍛工実習 鑄工実習 木型実習 造船実習 電気工作実習 電気取扱実習 大工実習 塗工実習 測量実習 採鉱実習 冶金実習 分析実習 窯業実習 鍍金実習 織物実習 色染実習 紡績実習 製版実習 印刷実習 家具実習 挽物実習 彫金実習 鑄金実習 鍛金実習 髹漆実習 描金実習 木地実習 彫塑実習

農業ノ部

耕種 蚕業 畜産 農芸化学 農業経済 林業 獣医
農場実習 蚕業実習 林業実習 蹄鉄実習

商業ノ部

商事要項 簿記 商業算術 商品 商業英語 支那語 珠算
商業実践 タイプライティング

商船ノ部

航海術 運用術 機関術
運用技業 機関技業

水産ノ部

漁撈 製造 養殖
漁撈実習 製造実習 養殖実習

(2) 無試験検定のみだった実習科目の検定

このアンダーラインを付けた個別の実習科目については、実業学校における5年以上の教授経験、あるいは企業における5年以上の実績により無試験検定を出願することが認められていました。しかしこれらの科目に、試験検定はありませんでした。(アンダーラインを付けなかった科目については、試験検定と無試験検定とが実施されました。)

(3) 実業学校教員検定の無試験検定の実態

実業学校教員検定の無試験検定は、出願文書のみで検定されました。この検定は、出願後、合否が決定されるまでに数ヶ月、場合によっては一カ年を要するといわれました。その合格率はかなり高いけれども、受験者全員が合格するわけではなく、坂口の調査では、1921年から1939年までの工業関係の無試験検定の合格者は1254名で、その合格率は63.7%でした〔注8〕。

〔注8〕 前掲注4の③の11頁。

またたとえば1924年から1940年までの期間について機械科関係の実習科目を例にとれば、「機械仕上実習」の合格率は82.6%、同じ期間の「鍛工実習」の合格率は77.6%でした。上記の工業学校の例では、実習を担当していた者には、通常の学科目の免許状をもつ者の他に実習科目のみの免許状を持つ者が少なくありませんでした。「工手」などの身分の者が検定により教員免許状を取得して実習教員となった者と推測されます。

三. 新学制の高等学校における実習助手への転換

(1) 新学制の教育職員免許法体制への転換――旧学制下の実業学校の教員、助手等の新学制への切替

1947年4月に新学制が発足すると、その学制改革の一環として1949年に教育職員免許法が成立し、実業学校教員をふくむそれぞれ学校種別ごとに別個に定められていた教員免許状の制度が統一され、教員免許状は切替えられました〔注9〕。

〔注9〕 吉川吉之助編『新旧法令対照 教育職員免許制度の研究』(1952年)を参照。

旧制から新制へと学校制度が全面的に変わったのですから、たくさんの問題が起こりました。旧教員免許状を新しい教員免許状に切り替えることも大仕事の一つでした。ちょう

どこの時期に教職員の全国組織として日教組が成立しました。日教組の基本的な方針は、旧教員免許状を持っている人には基本的にそのまま新しい学校の教員免許状を出すべきだということでした。文部省はそれはだめだということで、認定講習を受講してそれに合格したものだけに免許状を交付するということでした。身分に関わる問題ですから、日教組が全力を挙げて取り組んだ最初の仕事だったと言われております。この過程で、工業学校時代に実習教員の免許状を既に取っていた人は、認定講習を受けるという条件はありましたが、新制高等学校の教諭の免許状を取得したことがわかっています。

ところが、旧学制の時代に教員免許状を取得していなかった助手などの呼称の人たちは、この段階で教諭になる道が絶たれたわけです。この経過について、若干の教職員組合の歴史などを勉強させていただいたのですが、わたくしが見た限りでは、ちょうどその切り替えのときに工業学校の助手だった人たちは、ある人は教諭になったが、ある人はなれなかったという経過をかなり活き活きと書いた記録がありました〔注 10〕。

〔注 10〕 小柳鉄治「いばらの山脈こえて」、福岡高教組実習職員部編『福岡高教組実習職員部二〇年の歩み』（1984年、19～24頁。）

(2) 実業学校教員資格における階層性の継承と断絶

旧学制の下での資格・免許状制度を新学制下の免許状制度と比較した場合の論点の一つは、実業学校の教員資格に見られた階層性は継承されたのか否かです。

①この点を 1954 年段階の文部省調査「実習職員の課程別・職種別構成比」〔注 11〕を工業科を例にとってみますと、1954 年段階での「実習教諭」27%、「実習助教諭」7%で、実習職員としてはそのほかに「助手」54%、「雇用人」5%、「その他」7%などの範疇に区分されています。「実習」に関する教員資格をもっていた教員は新しい教育職員免許法の「工業実習」「農業実習」等の実習にかかわる教諭あるいは助教諭の教員免許状に切替られたこと、それ以外の職種の人たちが存在したことは、組織が継承されていたことを示唆しています。

〔注 11〕 文部省『産業教育七十年史』1095頁による。

②しかし、教育職員免許法には「実習教諭」あるいは「実習助教諭」という免許状は存在しませんから、この調査でいう「実習教諭」とは「工業実習」「農業実習」「商業実習」「水産実習」等の実習に関する科目の教諭免許状をもつ者を指していたと思われます。

③またこれら実習職員の学歴を見ますと、比率に多少の差があるとはいえ、「実習教諭」あるいは「実習助教諭」にさえ「義務教育その他」「中等教育」など学歴の低い者が存在していました。これも、旧学制下の「実習教員」が継承されていたことを示唆しています。

④「高等学校設置基準」に掲げられた「実習助手」ではなく「助手」が掲げられていることや「雇用人」なる項目があることは、旧学制下の雇用形態が継承されていたことを示唆しています。

⑤ 1949 年の制定当初の教育職員免許法には、検定により「工業実習」「農業実習」等の実習にかかわる教諭あるいは助教諭の教員免許状を取得する道も記載されていたにもかかわらず、その実施方法は空欄になっていました。かくて新学制の成立により、職業高校の実習助手から教員免許状を取得する道はなくなり、教諭への任用替の道は閉ざされました。

⑥ 実習指導を担当していた実業学校教職員のこれまでのべたような複雑な構成は、戦後の高等学校における実習教員のあり方に影を落としているように思われます。

四. 新学制下の実習助手制度の沿革について

それでは、戦後の、新学制下の実習助手制度の沿革の話に入ります。現在、この実習教員運動に参加しているほとんどの方は、1948（昭和 23）年に制定された「高等学校設置基準」に実習助手という職名が初めて登場したこと、実習助手制度はそこから始まったことを知っていると思えます。

ところが、なぜ高等学校設置基準に登場したのか。戦前にはなかったのに、なぜ 1948 年に登場したのかということは全然わかっておりませんでした。私も不思議に思いました。戦前に全くなかったものが突然出てくるのはなぜなのかを知りたいと思ひまして、この 1 点の解明にかなりの努力をいたしました。先ほど紹介した私の「高校職業学科における実習助手制度の歴史——その形成過程を中心に」（愛知大学短期大学部『研究論集』第 24 号、2001 年 12 月）という論文の主要な部分はいわばこれに尽きています。

(1) 高等学校設置基準に実習助手が制度化された経過の概略

わたくしが調べてわかったことの結論だけを 4 点にまとめてみます。

1 つは、初めて高等学校設置基準というものを作る過程で、——設置基準がどういうものかについては後でお話いたしますが、——編制ということが問題になりました。編制の「せい」は制度の制と書きます。これはある組織の人的構成をどうするかということで、辞書で編制と引きますと、「軍隊の組織原則」のことが例示されています。つまり小隊とか中隊とか旅団とか師団とか軍とかという軍事編制の単位のことを編制というのです。教育の方でも職員の構成をどうするかというときの編制にはこの「制」の文字を使います。この高等学校の教職員の編制をどうするかが最初から問題になりました。その議論の中で教諭の編制は割合すんなりと決まりました。

ところがその議論のなかで、職業科の校長さんたちが、教諭の他に実習助手というものを編制の中に盛り込みたいと提案をしたのです。熱心に主張したのは工業高校の校長さんたちでした。工業高校の校長さんたちが熱心に主張した理由は、旧制の工業学校には「助手」などと呼ばれる人たちがかなりたくさんいて、その人たちが日本の工業教育を支えてきたこと、しかも旧制の工業学校時代はその助手を経験した人の中から、試験検定を通過して実習教員になった人がかなりいて、その中に優秀な先生がかなりいたことを知っていたからです。それで、新制高等学校を発足させるに当たって少なくとも工業には実習教員に当たる人たちが是非とも必要だと強硬に主張したことがわかりました。これが 1 点です。

2 番目は、工業だけではなくて、ほかの教科——農業と水産の校長さんたちも、いわば工業の校長さんたちに同調して、「わしの方でも必要だ」と言い張ったことです。

3 番目に、私が一番不思議に思ったのは、工業や農業に実習助手が制度化されたことはそれなりに歴史的背景があったので理解できるけれども、理科という普通教科に実習助手が制度化された事情はわかりません。それを知りたいと思って、この資料を細かく見ていましたら、普通科の校長さんたちからも要求が出ていたのです。工業の校長さんたちに同調したものと思われれます。史料のなかには、「実習助手」という言葉ではなくて、「実験助手」という言葉が出てきます。そうすると、高等学校設置基準は文章上工業に何人、農業に何人、水産に何人、普通科に何人というふうになれば理解できるわけです。

ところが高等学校設置基準は法律ですから、法律として文章を整える段階は文部省の役

人の仕事です。最終的に文部省の役人が条文を整理する段階で、特定の教科の職種としてではなく、高等学校の教職員の編制の一般的な職種として実習助手というものが登場したのです。そのために、工業に何人とか農業に何人という条文ではなくて、高等学校の生徒何人について実習助手は何人という形で整頓されたのでした。

わたくしの一つ関心は理科助手にあったので、理科に何人、家庭科に何人という議論も並行してあったのかなと思いましたが、わたくしの予想に反してそうではなくて、はじめは工業科が主導権を取りましたが、それが工業科や農業科だけの問題ではなくて、高等学校の職種一般という形で登場したということでした。したがって、戦前にはなかった理科助手が初めて登場した事情も、それなりに一応訳はわかったわけです。

(2) 高等学校設置基準の法的性格について

ところで、実習助手が高等学校設置基準に最初に載ったことは、高等学校の教職員組合の歴史を見ると大抵書いてあります。設置基準に載ったことは制度化されたことを意味します。そうなら、高等学校設置基準とはどう法規なのか解明されなくてはいけないはずなのに、そのことを書いた本がほとんどありませんので、一言補足をしておきます。

元来、学校設置基準を作らなくてはいけないことは学校教育法第3条に書いてあります。この学校設置基準を作らなくてはいけないと決めたこと自体は、新学制の進歩的な側面の一つでした。どういうことかという、旧学制の時代は学校設置を認可する権限は文部省に集中しておりましたが、認可の可否に関する基準が公表されていなかったのです。したがって、工業学校をつくりたい、あるいは商業学校をつくりたいがどうするかということは文部省のさじ加減になっていたのです。基準が公開されていないから、原案を作っていて、文部省と何回もやり取りする中で漸く学校設置について認可してもらうのが戦前の学校設置の手順でした。それは大学などについても同じでした。

アメリカ占領軍の時代になって、役人のさじ加減で認可するということではいけない。予めきちんと基準を公表しておき、基準に合致していたならば一律に認可するのが民主主義的な原則だということになりました。それで各学校種別毎に学校設置基準をつくることになったのです。

高等学校の場合も、先ほど申しましたように、高等学校設置基準は確かに作られました。実態としては、旧制の中学校、旧制の高等女学校、旧制の実業学校はほとんどが都道府県立でしたから、建前としては旧制の中等学校がほとんどそのまま移行できるような条件を想定して高等学校設置基準が作られました。そのために、高等学校設置基準に合致しない中等学校は余りないはずでした。そのために余り関係者に意識されなかったという事情があります。

ところが、定時制課程については議論がありました。アメリカ占領軍がきちんとした定時制課程をつくることについて非常にうるさかったからです。アメリカ占領軍は、定時制課程を安っぽいものにしてはいけない、定時制課程をきちんとした独立した高等学校として位置付けるためには、高等学校設置基準の中にそのことがきちんと書かれていなければいけないと厳しく文部省に要求したのです。こうした事情があったために、実はこれまでも高等学校設置基準の成立過程に関する研究は若干あるのですが〔注 12〕、そのほとんどは、定時制課程の設置基準の成立過程の事情を解明したものばかりでした。

〔注 12〕 大村恵「戦後改革における統一的青年期教育像の成立——高等学校定時

制課程制度理念の形成過程』『教育学研究』第56巻第4号、1989年12月、22～31頁。三羽光彦『六・三・三制の成立』（法律文化社、1999年）

私は身を以て体験しましたからその重要性がよくわかります。私が夜学に入りましたときには旧製の工業学校の夜間部でした。旧制工業学校夜間部という組織は、定時制課程とはまるで違ひまして、専任の先生は主事1人しかいないのです。1人の夜間部の主事がすべてを取りしきっていて、あとのすべての教員は昼間の学校からの非常勤講師でした。だからクラス担任なんていませんでした。アメリカ占領軍は定時制課程をそういうものにしてはいけないと言ったわけです。私は1947年に旧製の夜間部の生徒になったのですが、翌1948年の4月に新制高等学校の定時制課程になった途端に、夜間部の専任の先生が一挙に十数人配置されてきたのです。すごいことになったと驚いたのですが、同時になるほどこれが定時制高等学校というものなのかと実感しました。アメリカ占領軍は定時制課程をそういうふうにしなくてはならないと非常に熱心だったのです。学問的には、そういう観点からしか高等学校設置基準は注目されてこなかったということです。

（ついでですが、もっと驚くべきことに、小学校と中学校については長い間設置基準が制定されませんでした。何と昨年になって初めて、新学制が発足してからもう50年以上経っているのに、2002年になって初めて小学校設置基準と中学校設置基準が制定されたのです。残念ながら、学校設置基準の研究はこの程度で経過してきたのです。）

（3）「助手」から「実習助手」への転換——実質的な実習助手の成立

ところで私は、冒頭に述べましたように、1947年に旧製の工業学校に助手として入職しました。その頃たくさん配置されていた「助手」がいつから「実習助手」になったのか。別な言い方をすれば、実習助手という制度が実質的に成立したのは何時かという問題があります。結論から言うと、県毎に違っていました。あるいは学校毎に違っていたというほかなのですが、これは先生方に私が教えていただくしかないわけです。私が今まで調べてきたことと私が経験したことで言うと、二重の時代が約10年ほど続いたようです。二重の時代というのは、現場では旧制時代と同じく「助手」とされていたのに、公式の統計上は最初から実習助手として扱われていた、ということです。現在は「学校基本調査」という基本統計があり、学校基本調査が始まる前は『文部省年報』に記録が残っているのですが、戦後最初の『文部省年報』の1948年版から、高等学校設置基準に載っている通りの実習助手という名称で、本当は実習助手として発令されていなかった人も含めて実習助手として統計上処理されてきたようです。

実際の個々の学校あるいは個々の県では、最初はほとんどすべての県が実習助手としては発令していなかったわけです。私は1956年まで勤務していたのですが、その最後まで助手のままでした。長野県の場合を調べてみたら、標準法が制定される1962年ぐらいいまではずっと助手のままでした。長野県だけではなくてほとんどの府県が助手のままであつたらうと思われまゝです。ですから、統計上は実習助手という数字で出てくるけれども、任用形態は非常にさまざまで、助手だったり工手だったり技手だったりという、さまざまな名称で経緯してきたということです。

①産業教育手当法により職業学科の実習助手の位置づけが決まる

そうはいかなくなった最初の契機がいわゆる産業教育手当法の制定でした。産業教育手当法の経過はたぶんここにいる方々はご存じだと思うので、詳しくは申しませんが、元々

産業教育に従事する人に手当を支給するという発想は、最初の産業教育振興法の中にあつたのです。この法律は議員立法ですが、産業教育振興法を制定する過程で、文部省の役人の側でも財政負担になることを恐れて、そこが削られてしまったのです。そこで改めて特別な立法として復活したのが産業教育手当法でした。最初の産業教育手当法では農業、水産の教諭に手当を出すというもので、実習助手を支給対象としていませんでした。それはおかしいということで、これはたぶん校長さんたちの要求もあつたのではないかと思うのですが、1年後に法改正が行われまして、実習助手も対象に入り、産業教育手当は工業、農業、水産、商船の教諭と実習助手に支給することになりました。

そして、産業教育手当を支給することとの関連で、手当を出す以上は職務内容をきちんとしなくてはいけないということで、実習助手の職務に関する規程*も制定されました。

*産業教育手当の支給を定めた産業教育手当支給規則(昭和32年文部省令第17号)の1958年11月17日の一部改正において手当支給の対象となる実習助手の従事する職務の内容は、「一、実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理 二、実習の指導計画の作成及び実習成績の評価」と規定されている。

こうして、それまでは助手だったり実習助手だったりという事態が並行してきたのですが、職業学科関係の実習助手に限ってこの法律により制度として実質化してきたわけです。しかしその反面で、産業教育手当が支給されない実習助手の問題は取り残されました。

②いわゆる高校標準法制定以後の「実習助手」

こうした経過を経て、包括的に実習助手を実習助手たらしめた法律は、1961年の「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(以下「高校標準法」と略す)でした。考えてみれば変な話ですが、1948年に制定された高等学校設置基準の中に編制という事項はあつたのに、長い間教諭も実習助手もそのとおりには配置されていなかったのです。それは、高等学校設置基準は高等学校の設置を認可するための基準ではあつても、財政措置をするための根拠法ではなかつたからです。そのために高等学校設置基準は決められていたけれども、そのとおり人員が配置されていないという状況がずうっと続いたのです。それではいけないということで、経過から言いますと、最初に義務教育学校の標準法が先に制定され、次いで1961年に高等学校標準法が制定されたわけです。

高等学校標準法は高校設置基準とは違ひまして、高等学校標準法に書かれた分については、地方交付税によって自治体がそれを実施できるように財政的裏付けが保証されることとなります。今度は、そのために国がお金を配分しているのだから、適当に実習助手をほかのところに流用しているということでは困るということになってきたわけです。そこで高等学校標準法によって初めて財政的な裏付けをもって実習助手制度が発足をしたということです。その結果は、4点ほどにまとめることができると思われまふ。

1つは、それまで旧来の助手でありながら統計上は実習助手として扱われていた二重の状態が徐々に克服されて、実習助手に一本化されて、しかもその実習助手が完全に教職員として定数化されたことです。

2番目には、学校毎に、あるいは県毎にバラバラだった実習助手の数が、少なくとも工業、農業、水産関係の場合には配置すべき実習助手の数を高校標準法を手がかりにして決めるようになったことが注目されます。

3番目、これがわたくしのこれからの研究課題ですが、高校設置基準も標準法も教科毎

に実習助手の定数を決めているわけではありませんから、1962年あたりから急に、あるいは一斉にと言った方がいいのでしょうか、理科助手が配置されるようになったことです。

しかし、標準法制定以前からの経過などさまざまな事情から、職業学科以外の実習助手の配置は理科助手から始まった県だけではありませんでした。実習助手については免許状がないので、司書に当てた県があったり、事務助手に当てたり、障害児学校に配置したり、職業高校では就職のための書類作りが非常に大変なので進路指導部に配置して就職のための書類を作るための事務助手として働いてもらうなど、傍目から見るとかなり便宜的に配置した例もあったし、それがいまに続いている県もあるようです。こうした事情が、実習助手のいわゆる教諭一本化要求の運動を複雑にしていることはご承知のとおりです。

4番目。これも県毎によって切替の年度はかなりまちまちですが、母校でちょっとできそうな生徒がいたら、「君、学校に残って助手にならんかね」というふうなことを言って、母校で採用していたいわゆる母校採用から公募制に切り替わったことです。正規の教職員ということになると異動ということも考えなくてはいけないからということで県教委の公式な公募ルートに乗るようになったということのようです。

5番目。実を言うとこれが最も重要な結果だと思うし、わたくしが勉強することができたのもそのおかげなのですが、この高校標準法以後、大量に実習助手の人が配置されるようになったことと関係があるのですが、その人たちが自分の職務や待遇を自覚的にとらえるようになって、これはひどいじゃないかということも自覚されるようになり、実習助手をめぐる教職員組合運動が活発になってきたことです。わたくしが見た限りで言うと、最初の組織の名称はいろいろですが、とにかく実習教員の問題について教職員組合がほとんどの府県が1960年代から積極的に取り組み始めたことです。ここにおられる方はそれ以後に入職した方ですから、それ以後のことについてはここにおられる方々の方が詳しいので省略しますが、神奈川県のように、最初は職業学科の実習教員の組織と理科の実習教員の組織とを別にしていた県もありました。

③高等学校設置基準より少ない高校基準法における実習助手の定数

もう1つだけ補足します。高等学校設置基準における実習助手の定数は割合おおらかに決めてありました。財政補助基準ではなかったためです。ところが高校標準法は財政的裏付けを持つ定数なので、財政当局に対して一定の責任を持たなければいけないということになり、高校標準法で決めた定数は高等学校設置基準のそれよりも低いものとなりました。それが今日に至っています。そのために切替の過渡期には府県によって実習助手は定員オーバーになりました。高校標準法より元々たくさんの助手を配置していたのに、にわかには高校標準法によって実習助手になったら、府県によっては定数オーバーになったところがあって、それを解消するために苦労したという府県が若干ありました。

(4) 職業学科の実習助手に免許状取得の道が開かれる

1961年の教育職員免許法の改正により、職業学科の実習助手に、経験6年以上、10単位以上の単位取得を条件として、「工業実習」「農業実習」「商業実習」などの教員免許状取得の道が開かれました。周知のことなのでその運用の問題点などは省略しますが、この制度の枠組みは基本的には旧学制時代の方式を継承したものであり、これにより、理科助手をふくむ職業学科以外の実習助手との間に大きな裂け目でできてしまったことを確認しておくことは必要です。

五. 理科助手制度の諸問題

わたくしは技術・職業教育の研究者なので、職業学科に配置されている実習教員に次いで数の多い理科助手の問題については長い間ほとんど何も知りませんでした。それではいけないと大いに反省して、各県の高教組の実習教員部のお世話になって大急ぎで少しばかり勉強し始めました [注 13]。

[注 13] 「高等学校の理科助手制度に関する研究」と題して 2002 年 8 月 30 日に福岡教育大学で開催された日本教育学会第 61 回大会で発表したものは、その一端です。その際の報告資料は、わたくしが代表者となっている科研費の報告書『中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究』（2003 年 3 月）に収録されています。

以下にのべるのはこの報告の要点なので、文献注は省略します。

そこで今日は、せっかくの機会ですので、少し時間を頂いて、理科助手の問題について最近わたくしが勉強したことをほんの少しだけ話をさせていただきます。

(1) 理科助手制度の沿革

理科助手制度は、先ほど言いましたように、戦前の旧制度の中ではありませんでした。すなわち中学校や高等女学校や師範学校には、私が知っている限りでは雇いの助手もいなかったと思われます。そこで、私が気にしているのは、新制になってからできた理科助手は、それぞれの県でいつから、またどこから始まったのかがわからないことです。実習助手に財政措置が講じられたのは標準法ですから、標準法以後だと私は思い込んでいたのですが、聞いてみるといくつかの県で、「1961 年よりも前に理科助手の人がいましたよ」という伝聞証言がかなりあります。その実態がわからないのです。恐らく、理科教育に熱心なところで PTA 雇いで始まったのではないかと考えています。しかし、そうではなく初めから県費雇いだったという情報もあります。それぞれの県では理科助手がどこの学校で、どういう形で始まったのか、是非教えていただきたいと思います。

(2) 政策上の理科助手の位置づけ

政策上の理科助手の位置づけについて、わたくしが承知していることをのべますと、1957 年 12 月に理科教育審議会が「理科教育の振興について」という建議をしたことが知られています。建議は答申とは違います。文部省の方からこういうことを議論してくれと諮問が下りてきて、それについてこう思うと答えるのが答申です。それに対して建議は、文部省から頼まれたわけじゃないのにこういうことをやってくれと審議会がいわば自発的に意見具申する文書です。その建議の中に「小中高等学校における理科教師の負担を軽減し、適正な配当時間を決めるよう措置すること。小中高等学校に理科助手を置くことについてその制度化と身分の確立を図ること」とありました。この文書を見る限り、これを書いた人たちは高等学校のことをほとんど何も知らないと思われる。つまり、現に実習助手という制度があるのに、そのことを何も知らないでこのことを書いているという印象です。また小中学校には設置基準もなかったせいもありますが、そういう職種もそのための財政基盤もありませんでした。そういうことを何も知らないで書いたらしいけれども、しかしこういうことが必要だという思いを読みとることはできます。こういう建議がされたことは事実ですから、理科についていろんなことを真面目に考える人たちが取り組んでいた経

過があるということはわかります。けれども、これがこういう形の建議として出てくるといのはいかにも中途半端だというのがわたくしの感じです。だからこの建議は建議止まりです。ですから、一体理科の人たちが、文部省の役人も含めてこういう形でこの問題を考えてきたのかについては、もっと詳しく知りたいと思っています。

(3) 理科助手の配置の積極的意義

わたくしは理科教育の専門家ではありませんからあまり大きなことは言えませんが、理科教育については、実物・実際の観察や実験の重要性が強調されてきたにもかかわらず、現実には長い間軽んじられてきた経緯があります。人手が足りないとか実験設備がないというのがその言い訳でした。こうした経過を顧みると、高等学校に理科助手が配置され始めたことは、日本の理科教育に極めて大きな意義をもつと考えられます。この点を理科教育関係者は深く考えるべきだと思います。

(4) 理科助手の配置の実際

理科助手は実際にはどう配置されているのでしょうか。理科担当の実習教員には免許状がありませんので、実態を調べるのは非常に難しいのです。結論から言うと、教職員組合の先生方のお力を借りる以外にありません。例えば京都府は――京都府は市と府とでは事情が極端に違うのですが、――京都府立高校は職業学科以外の実習助手はすべて理科助手にしています。神奈川県でも、職業学科のほかすべての高校に理科助手を配置していますが、家庭科には配置されていないそうです。ほかにもそういう県があるかも知れません。

全くの目の子算ですが、実習助手と呼ばれている職種の約3分の1前後はたぶん理科助手ではないかと思われます。実態がわからないので教えていただきたいと思っています。

(5) 母校採用から公募制へ――理科助手の採用条件

母校採用から公募制に変わったと先ほど申しましたが、同じく公募制になってから、京都府がそうなのですが、理科に限って公募の場合の応募条件を大学卒であることなどを条件にしています。和歌山県もそうだと聞いております。また、大学卒としないで、何らかの学校の免許状を持っていることを条件にしているところもあるようです。そのために理科助手の学歴構成は少し変わってきているといわれます。そういう事情についてよくわかりませんので、教えていただきたいと思っています。

(6) 理科助手をめぐるジェンダーの偏りの問題

また、理科助手についてはジェンダー（差別）の問題があるのではないかという疑問をわたくしは持っています。最初の頃は母校採用が原則という慣行だったので、できがよい女子の卒業生を実習助手に残すという慣行があったように推測されます。女の子の方が使いやすいからという思惑が先生方にあったんじゃないかと思えないほど理科助手には女性が多いのです。例えば長野県の場合は極端だと思うのですが、理科助手全員が女性です。福岡県では総計140人ぐらいのところ、男性は2～3人に過ぎないとのこと。「いないのではなく、いるだけいい方だ」みたいな話です。京都府の場合は約90%が女性だそうです。

聞いてみると、当たり前のことですけれども、理科助手の採用条件を女性に限っている県はないようです。限定してはいないけれども、結果として女性だけになっているという問題です*。そこにはジェンダー差別の疑いがあるように思われます。というのは、雇う側が給与条件を真剣になって考えていない。つまり、女の子だから給与が多少低くてもい

いんじゃないかという考え方がそこにあるのではないかという気がするのです。ところが、最近、理科助手の勤続年数も非常に長くなっており、腰掛け仕事ではなくなっているという現実があります。

*詳細を略しますが、この対極には、職業学科の実習助手には圧倒的に男性が多いという事実があります。

(7) 職務内容の複雑な理科助手のしごと――研修の機会の制度化を

腰掛け仕事ではない実習教員の位置を確立しなければいけないということが私の報告の眼目です。そのために理科の助手の人たちがどういうことで苦しんでいるのかを実証的に積み上げていかないといけないと思います。少なくとも研究者の私はそういう思いが強い。例えば理科助手の仕事の内容は非常に複雑です。かんたんに理科というけれども、物理、化学、生物、地学と小さな科目に分けられていて、それぞれの内容が多岐にわたっていますし、最近、統合的な科目ができてきている状況もあります。

そういう中で、研修の機会が最も必要と思われる理科の実習教員の方々のための研修の機会が非常に少ないことが気に掛かります。全部の府県を見たわけではありませんから、うちの県ではこうやっているということがあったら教えていただきたいのです。例えば県教委の責任でそういう体制を組んでいるところは、私が見たところでは、神奈川県とか福岡県にあったようです。「あった」というのは、福岡県は最近、教育センターが改組されて研修が疎かになっていると聞いているからです。研修の機会をきちんと制度化していかないといけないと思います。

(8) 理科助手自身の自覚の弱さとその克服の課題

最後に、その足を引っ張るのは、実習助手の人たち自身の中に、こういう枠の中に閉じこめられているんだから仕方がないじゃないか、あんまり余分なことを言わないでと言う人もいて、その人たちが足を引っ張っていることは否めません。ある意味では弱みを抱えているそういう人たちを抱え込みながら運動を強めていかななくてはいけないところにこの実習教員運動の難しさがあると聞いています。私もそうだと思います。

この実習教員という仕事を腰掛け仕事にしてはいけないということを基本に据える必要があると思います。

終わりに

以上に概略をのべた歴史的経過からみると、実習教員の制度は、旧学制の時代のそれを戦後になって継承するとともに、拡充してきたもののように思われます。その拡充の典型が理科の実習教員ですが、戦後段階にふさわしく充実したものとなっていないことが様々な問題に現れていると言って過言ではないように思われます。

ところで今日は、話の主題ではないので一切省略しましたが、実習教員については、給与などの処遇の面だけでなく、制度的にもまた個々の職場でも、様々な制約や不当な差別があると聞いています。そうした差別を一つひとつ克服する道は、仲間たちの団結を基礎とした闘いの中以外にはないように思われます。ご参加の各位のご健闘を期待します。

最初に申し上げたように、わたくしは遅ればせに勉強を始めたばかりです。いろいろとご教示下さることをお願いして、つたない話を終わります。